

YOKOHAMA ART SITE 2009

横浜アートサイト 2009

応募締め切り
2009.2/28(土)
当日消印有効

横浜
アート
サイト
2009



YOKOHAMA ART SITE 2009



参加団体募集要項

「横浜アートサイト」は、横浜市内各地において、地域に根ざし、地域の歴史や自然・街並みなどの豊かな地域資源を活かしたアート活動を実施する団体を募集します。閑静な住宅街や豊かな自然など、市内各地に存在するさまざま「横浜」の魅力をアートを通じて発信し、地域をつなぐネットワークを築くことを目指して、さまざまな取り組みを行っている皆さまの「アートイベントを実施したい!」という熱意にお応えします。ご応募をお待ちしています。

自分たちの住む街を アートで楽しくつなごう!

The town where we live
Let's tie happily by the art.

横浜アートサイトとは?

横浜市・横浜市芸術文化振興財団は、横浜の歴史や自然、街並みなどの豊かな地域資源を活用して、その魅力を発見しつつ楽しめる「アート」の力で「人」と「人」をつなぐ、横浜市民やNPO等が展開するアート活動を「アートサイト」と名付け推進しています。2008年は8月から11月にかけて、市内4つの実行委員会との協働により「横浜アートサイト2008」を開催しました。森や海辺、街並などを舞台に、アーティストを呼んで街中での作品づくりに取り組んだり、森のなかでワークショップを開催したり…横浜の魅力を引き出し、地域の人々にあらためて紹介するような、オリジナリティ溢れるアート活動を支援しました。

<横浜アートサイト2009 参加団体募集要項>

1 募集の内容

応募資格・条件	<p>芸術の創造、または文化水準の向上を図る営利を目的としない横浜市民、NPO等が中心となって組織した実行委員会または団体。</p> <p>※横浜市内の地域資源を活かし、地域の住民と協力した継続的な活動を展開できる組織であれば、所在は市内・市外を問いません。</p>
応募内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の街並みや歴史、住民、国際性など横浜の地域資源を積極的に活用し、その魅力を引き出すとともに、事業の実施を通じてコミュニティの活性化をめざすもの。 ● 美術、映像、音楽、舞台芸術などアートにかかわるものであればジャンルを問いません。 ● 開催地域外からの集客を図る展開をもつもの。 <p><次のような企画を優先します></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい表現や手法を用いることで、地域に創造的なインパクトを与え、新たな感性を生み出すような、オリジナリティ溢れるアートプロジェクト。 ○ 市民とプロフェッショナルなアーティストが、協働してまちの活性化を行っているもの。 ○ 既存の文化施設にとらわれず、市民に身近な場所で開催するもの。 ○ ボランティアなど参加意欲のある市民が参画できる仕組み。 ○ 入場料・参加料、協賛金、助成金など自己資金の充実を図るもの。 ○ 幅広い広報活動による、関係者や開催地域に留まらないPR活動を行うもの。
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 政党・政治的団体としての活動、宗教の布教を目的としないこと。 ● 収支予算書、企画書、スケジュールを作成した上で、収支および事業遂行に関して責任をもって主体的に取り組める団体であること。
実施時期	2009年6月1日(月)～12月31日(木)

2 参加団体への支援・条件内容

支援内容	<p>一団体あたり50万円程度の補助金交付を原則とします。</p> <p>※交付金額については、主催団体の事業実行能力・企画内容等を勘案し決定します。</p> <p>※アートサイト連携の仕組みづくり、及び記録集作成に対しては、別途支援する場合があります。</p> <p>※新規アート活動を始める団体に対しては、補助金交付額の増額、横浜市芸術文化振興財団による活動運営支援を行うことがあります。</p>
助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「横浜アートサイト」共通広報活動への協力。 ● 各メディアへの「横浜アートサイト」公式クレジット等の記載。 ● 各参加アートサイトとの積極的な連携推進。 ● 事業実施後の速やかな報告書作成、及び報告会、キックオフ・プレゼンテーション等への参加。 ● 事業にかかわる画像や資料等の公開への同意。 ● 安全対策への配慮、及び必要な保険等への加入。また緊急事態発生に備えた、必要な連絡体制の確保。 ● (財)横浜市芸術文化振興財団の共催事業となります。

この事業の実施は、平成21年度横浜市予算案の市議会における議決、および平成21年度横浜市芸術文化振興財団事業計画、予算の理事会、評議員会における議決に基づき、正式に決定されます。

3 募集方法について

募集方法	<p>所定の参加応募用紙(下記、URLよりダウンロード)に必要事項をご記入の上、下記宛先・期日までに郵送にてお送りください。(持込不可)</p> <p>http://www.yaf.or.jp/artsite/</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提出部数:7部(参加応募用紙、添付書類ともに) ● 添付書類がある場合:参加応募用紙と左上をホチキス留め <p>※本募集に要した費用は、応募者の負担とします。※参加応募用紙、資料は返却しません。</p>
宛先	<p>財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ 横浜アートサイト2009募集係 〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40商工中金横浜ビル5F TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216</p>
応募締切日	2009年2月28日(土) ※当日消印有効

4 選考方法について

選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「横浜アートサイト」選考委員会にて選考します。 ● 第一次選考(応募書類)と、第二次選考(公開プレゼンテーション)を行います。
公開プレゼンテーション	<p>2009年3月21日(土)予定 会場:BankART1929 Yokohama / 3F / 1929スペース ※対象団体には、追ってご連絡します</p>
選考結果	<p>選考結果発表:2009年3月下旬</p> <p>※選考結果については、全応募団体に通知を予定しています。</p> <p>※選出された団体及び企画については、記者発表やプレスリリース等での告知を予定しています。</p>

5 問い合わせ先

財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ 横浜アートサイト担当
〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5F TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216

<横浜アートサイト2008 開催実績>

<p>KANAZAWA-KU</p> <p>第10回金沢文庫芸術祭(金沢区) 1DAYイベント:9/14(日) 会場:横浜海の公園 ラリアート:8/8(金)～11/3(月) 会場:金沢区近郊のギャラリー、カフェ、住宅等 URL:http://www.bunko-art.org</p>		<p>MIDORI-KU</p> <p>創造と森の声 2008 横浜の森アートランド(緑区) 期間:8/16(土)～2009.9/27(日) 会場:横浜動物の森公園予定地 URL:http://www.morinokoe.jp</p>	
<p>AOBA-KU</p> <p>AOBA+ART(青葉区) 期間:9/21(日)～10/13(月) 会場:美しが丘2・3丁目、アートフォーラムあざみ野等 URL:http://www.aobaart.com</p>		<p>SAKAE-KU</p> <p>さかえ de つながるアート in 上郷・森の家(栄区) 期間:11/1(土)～11/3(月) 会場:横浜市民ふれあいの里「上郷・森の家」 URL:http://www.sakae-art.jp</p>	



「横浜アートサイト」参加応募用紙(助成金交付申請書)

添付資料の有・無()

応募 団 体	フリガナ			
	団体名			
	代表者(フリガナ)		役職	
	連絡担当者(フリガナ)		役職	
	連絡担当者 TEL		FAX	
	連絡担当者 携帯		E-mail	
	連絡担当者 住所 ※結果を送付します	〒		
	団体の概要 ※活動主旨やこれまでの実績 など			
企 画 の 内 容	企画名			
	開催日時	2009年 月 日 ~ 月 日		
	開催場所 ※ 会場名、所在地および その特徴			
	共催・協力・協賛・助成・ 後援など ※予定でも結構です			
	応募動機、企画の目標、 趣旨、特徴など			

<p>具体的なプログラム内容</p> <p>※展示・公演内容、参加アーティスト名など、具体的に記入してください</p>		
<p>事業総経費 (収支予算)</p>	収入	万円
	(内訳)	(内訳)
<p>来場者および 参加者見込数</p>		
<p>実施までの スケジュール</p>		
<p>アートサイト連携の 仕組みづくりに関する提案</p>		

■ このたびお寄せいただきました個人情報は、横浜アートサイト 2009 の選考に関する作業に限り利用し、いかなる第三者にも提供いたしません。

【お問い合わせ先】

財団法人 横浜市芸術文化振興財団 横浜アートサイト担当

〒231-0003 横浜市中区北仲通 4-40 商工中金横浜ビル 5F

TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216

<http://www.yaf.or.jp/artsite/>

「横浜アートサイト」助成金交付要綱

平成 21 年 2 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、創造都市形成に寄与することを目的として行う芸術文化活動への支援を実施するため、「横浜アートサイト」助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体、活動)

第 2 条 助成の対象となる団体は、芸術の創造、または文化水準の向上を図る営利を目的としない横浜市民、NPO等が中心となって組織した実行委員会または団体とする。

2 助成の対象となる活動は以下の各号に掲げるものとする

- (1) 地域の街並みや歴史、住民、国際性など横浜の地域資源を積極的に活用し、その魅力を引き出すとともに、事業の実施を通じてコミュニティの活性化をめざすもの。
- (2) 美術、映像、音楽、舞台芸術などアートにかかわるもの。
- (3) 開催地域外からの集客を図る展開をもつもの。

(助成の対象とならない活動)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象から除外する。

- (1) 政党・政治的団体としての活動を目的とするもの。
- (2) 宗教の布教を目的とするもの。
- (3) 主として営利を目的とするもの。
- (4) その他公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの。

(助成の対象となる期間)

第 4 条 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年 6 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(助成の対象となる経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 出演料、企画料
- (2) 作品制作費
- (3) 会場使用費
- (4) 印刷費、郵送費、保険料など事務費
- (5) 著作権料
- (6) 実施事業当日運営費(飲食に関わる経費を除く)
- (7) その事業実施にあたって必要な経費で理事長が認めるもの

(助成の申請)

第 6 条 助成金の交付を希望する者は、「横浜アートサイト」助成金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第 1 号)を、別途定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(「横浜アートサイト」選考委員会)

第 7 条 助成金の交付について理事長に対して助言を行うため、「横浜アートサイト」選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(支援の方法及び内容)

第 8 条 助成金の額は、主催団体の事業実行能力、企画内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

2 アートサイトの連携の仕組みづくり、及び記録集作成に対しては、別途支援することができる。

3 新規アート活動を始める団体に対しては、補助金交付額の増額、横浜市芸術文化振興財団による活動運営支援を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付の条件)

第9条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付決定及び通知)

第10条 理事長は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 前項の場合において、理事長は助成金の交付を適当と認めるときは、「横浜アートサイト」助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、前条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請について、虚偽不正の事実があった場合。
- (2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合。
- (3) 助成金を助成活動以外の活動に使用した場合。
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったときは、助成対象活動のうち既に完了した部分以外の部分に限り、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに附いた条件を変更することができるものとする。

(実施報告書の提出)

第13条 助成金の交付を受けた者又は団体(以下「助成対象者」という。)は、助成対象活動が完了したときは、事業終了後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成対象活動の実施報告書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第3号別紙)
- (2) 交付決定を受けた経費の領収書(写)

(助成金額の確定通知)

第14条 補助金額の確定の通知は、前条に定める実施報告書の提出後すみやかに、「横浜アートサイト」助成金交付額決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(助成金交付の時期)

第15条 補助金交付の請求は、前条の通知を受けた後に行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が補助金交付決定の範囲内で前金払いを必要と希望し、次に掲げるものなど理事長が必要であると認めた場合は、第10条の通知があった後に請求をすることができる。

- (1) 会場使用料など前金払いを必要とする経費であり、使用許可書等で金額が確定できる場合
- (2) アーティスト、コーディネーター、ディレクターなどに対する出演料・謝礼金・委託料などあらかじめ契約書、請求書などで確認ができる場合

(助成金交付の請求)

第16条 前条第1項による助成金交付の請求は、「横浜アートサイト」助成金請求書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前条第2項による助成金の請求は、「横浜アートサイト」助成金請求書(前金払)(様式第6号)により行わなければならない。また、当該請求に対する通知は「横浜アートサイト」助成金(前金払)額決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(書類等の整備保管)

- 第 17 条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(調査等)

- 第 18 条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は当該職員に質問をさせることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付いた条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(書類の閲覧)

- 第 19 条 理事長及び助成対象者は、第 6 条、第 10 条及び第 13 条に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、助成対象者の個人情報のうち氏名を除いた部分は閲覧に供しないものとする。
- 2 前項の閲覧を行う期間は、助成金を交付した日から 2 年間とする。ただし、様式第 4 号及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を理事長に提出した日から 2 年間とする。
- 3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	理 事 長	助成対象者
閲覧場所	財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ	助成対象者が指定する場所
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで。 休日及び年末年始を除く。	助成対象者が指定する時間

(情報公開)

- 第 20 条 理事長及び助成対象者は、対象活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(その他)

- 第 21 条 この要綱に定めるもののほかは、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成 21 年 2 月 2 日から施行する。